

夢洲 IR 差し止め訴訟「報告集会」

18 日午後 3 時から大阪地裁大法廷で夢洲 IR 差し止め訴訟「第 1 回口頭弁論」が行なわれた。19 日にレポートしたように、原告の一人として 10 分余り意見陳述をした。

そのあと弁護士会館で報告集会があり、傍聴者ら多くの人が参加した。じつは裁判の傍聴者がどれだけか事前につかめず、報告集会の会場には想定外の人が集まり、超満員であった。写真は『大阪民主新報』10 月 30 日に掲載された報告集会。弁護士から裁判経過などが説明され、私から意見陳述の感想などをすこし話した。記事では意見陳述を詳しく伝えている。再度、意見陳述の原稿を次ページに掲載し、下記チラシのように、訴訟へのご支援をお願いします。(2022 年 10 月 30 日)



第 1 回口頭弁論後に開かれた報告集会であいさつする山田氏(中央)=18日、大阪市北区内

夢洲 IR 差し止め訴訟

カジノ用地の土地対策費に 790 億円

大阪市の負担は違法

大阪地裁で第 1 回口頭弁論

財政負担は底なしに 原告の山田明氏が意見陳述

原告の一人で、名古屋大学名誉教授の山田明氏が意見陳述。IR 予定地である大阪湾の埋め立て地・夢洲(ゆめしま)は、土壌が汚染され、高層建築物を想定できない極めて軟弱な地盤だと述べた。

大阪市はこれまで、港

原告の一人で、名古屋大学名誉教授の山田明氏が意見陳述。IR 予定地である大阪湾の埋め立て地・夢洲(ゆめしま)は、土壌が汚染され、高層建築物を想定できない極めて軟弱な地盤だと述べた。


大阪市はこれまで、港

原告の一人で、名古屋大学名誉教授の山田明氏が意見陳述。IR 予定地である大阪湾の埋め立て地・夢洲(ゆめしま)は、土壌が汚染され、高層建築物を想定できない極めて軟弱な地盤だと述べた。

大阪市はこれまで、港

「夢洲 IR 差し止め訴訟」にご支援をお願いします!

私たちは大阪の IR 誘致に反対し、2022 年 7 月 29 日、IR カジノ事業者に対する夢洲の借地契約差し止めを大阪地裁に提訴しました。



大阪湾を埋め立てて人工島「夢洲」を造成し、建設が進められています。国際的エンタメ拠点とは名ばかりの巨大カジノであり、年間 1,000 万人(国内約 1,000 万人)が、何百万もの金を賭けると見込んでいます。大阪府から毎年、何百億円も納付金が必要になるという「うまい塩」と言えますか? 賭博で人生を壊した人の不幸の上に成り立つ市民生活でいいですか? カジノが犯罪収益のマネーロンギングに利用されるのは業務の常識です。マネロンのアグリを行政が認めていないのでしょうか? 夢洲 IR の問題はまだあります。建設土や産業土で埋め立てた夢洲の土壌は有害物質で汚染され、軟弱地盤は地盤で液化します。カジノが入る超高級のホテルの建設できる場所ではありません。そこで、大阪市は約 790 億円を投入して地盤改良をするのです。

地盤の悪条件で、大阪産出に名乗りあげた IR 事業者は一つだけ。これをつなぎ留めるため、大阪市は公金投入という条件の対応を決めました。IR 事業者と大阪府との基本協定(2022 年 2 月 15 日締結)では、790 億円が上限になっております。今後は地盤改良費用も含め、さらなる公金投入の恐れもあります。新型コロナウイルスの発現で世界各地のカジノは経営難。時代遅れになったカジノ産業に関西経済、大阪の未来を委ねることはできません。夢洲 IR の誘致を止めるための法廷闘争に、皆様のご支援をお願いします。

不毛で無謀なカジノ計画に大阪の未来は託せない!

「夢洲 IR 差し止め訴訟」へのカンパ金口座
 住信 SBI ネット銀行/ナナ支店 普通 6619974 イシダハジメ

◎この件に関するお問い合わせ先
 夢洲 IR 差し止め訴訟原告団の 1 人、フリージャーナリスト幸田真 (06-6312-9223、090-8660-3660)

夢洲 IR 差止住民訴訟「意見陳述書」2022年10月18日

私は原告の山田明です。長年、地方行財政、とりわけ公共事業と財政を調査研究してきました。現在は名古屋市立大学名誉教授です。5年ほど前に名古屋から大阪に転居し、万博や IR カジノ誘致に揺れる夢洲開発に注目するようになりました。これまでの研究から夢洲の大規模開発に疑問に感じる事が多く、情報公開請求などにより資料を集め、レポートや論文で発信してきました。

大阪 IR 区域整備計画は4月下旬に国に申請されましたが、私を含め大阪市民5人が IR 事業用地の定期借地権設定契約差し止めを求めて、大阪市に住民監査請求しました。大阪市監査委員は7月8日、監査委員の合議が調わなかったという監査結果を通知しました。つまり合議不調という結論で、請求に対する措置を勧告すべき、棄却すべきとする見解が並んでいました。通知で注目されるのが、監査請求書に対する大阪市の居直りと言える反論です。住民監査請求で、こうした反論は異例ではないでしょうか。

合議不調という監査結果を踏まえ、私たち請求人は7月29日に提訴しました。住民訴訟のポイントを私なりに紹介します。土壤が汚染され、高層建築物などを想定していない、きわめて軟弱な地盤の大阪湾の埋立地・夢洲に IR カジノ施設を計画し、大阪市の底なしの財政負担することの違法性を問う訴訟です。主な請求趣旨は、大阪市の大阪 IR 会社に夢洲の土地を貸す定期借地権契約を締結してはならない、大阪市の土地改良事業のために大阪 IR 会社に一切の支払いをしてはならない、という2点です。

大阪市の港湾局が埋め立てた土地を売却する際には、土壤汚染などの契約不適合責任、土地担保責任を負わないことを原則としてきました。埋立地の売却後に土地対策が必要になっても、大阪市は原則として負担せず、購入者側の負担としてきました。大阪 IR 会社という特定企業だけ大阪市の土地対策費用を例外的に負担するのは、地方自治体の平等原則に反し、憲法第14条に違反するものです。

大阪市の夢洲の IR 予定地の土地課題対策のために、港営事業会計の債務負担行為により788億円の公費を投入します。大阪府・大阪市の IR 事業者と締結した基本協定書によると、この788億円が事実上「上限」となっておらず、大阪市の免責について記載されていません。IR 予定地の地盤沈下対策は、夢洲特有の軟弱地盤から巨額のコストがかかると思われますが、788億円の対策費には含まれていません。土地所有者としての大阪市の財政責任は、青天井とならざるを得ません。

夢洲の埋立事業は港営事業会計において、独立採算で実施されるはずですが、巨額の債務負担行為により一般会計への負担転嫁も懸念されます。これらは地方自治法(2条14項)、地方財政法(4条1項、6条)、さらには地方公営企業法(3条、17条2項)の関連する条項に違反するものです。

私たち原告は、住民監査請求から住民訴訟へと、大阪市の夢洲への IR カジノ誘致のために、底なしの財政負担をすることに異議を申し立て、差し止めを求めています。本

住民訴訟について、時間が限られていますので、あと3点だけ指摘しておきます。

第1に、災害の危険性を含めた夢洲リスクです。夢洲はゴミなどで埋め立てられた、軟弱な地盤です。そこにIRカジノ施設をつくり国際観光拠点にすることに無理があります。そのことはIR事業者も認めています。リスクの多い夢洲中央部の用途地域を準工業地域、工業地域から商業地域に、十分な検討もなく都市計画を変更したことが問題の発端といえます。無理を承知で誘致しようとして、大阪市は事業者の言いなりに、底なしの財政負担を押し付けられることになりました。IRカジノ事業は本来、大阪府が主体の事業ですが、夢洲の土地所有者として大阪市だけが財政責任を負わされています。大阪市という地方自治体の行政「暴走」に対して、裁判所に明確な判断を求めたいです。

第2に、大阪IRカジノ誘致はIR整備法に規定されている住民合意が欠けています。説明会はコロナ禍により途中で中止となり、私も発言の機会を奪われました。住民の声を真摯に聞く姿勢が、大阪府や大阪市に見られませんでした。大阪弁護士会の今年2月25日の会長声明でも、住民の意見を聞く機会は極端に制限されており、住民の合意形成を得る手続きとしては不十分であると指摘しています。IRカジノ誘致の是非を問う住民投票を求める直接請求署名が、法定数を大幅に上回る20万筆あまり集まったことが、大阪府民の声を如実に示しています。

第3に、大阪IRと言いますが、売上(収益)の8割はカジノ、賭博によるものです。大阪府・市にあわせて約1000億円の納付金が入り、財政メリットが強調されますが、その多くは賭博により住民から巻き上げられたお金です。横浜はIRカジノから撤退しましたが、神奈川新聞に掲載された元県会議長の言葉を思い出します。「(カジノ誘致に)反対理由の第1は、バクチで人から巻き上げた汚いカネを、横浜市が市民生活のために使うことに心が耐えられないからだ。」住民の福祉、命と暮らしを守ることが地方自治体の本務であるはずですが、カジノという賭博に肩入れして、深刻なギャンブル依存症を拡大させることには、到底納得できません。

さいごに、大阪市がIR事業者を特別扱いして公金で地盤改良する根拠は、2017年に策定した「夢洲まちづくり構想」です。この構想で夢洲を物流拠点から国際観光拠点とする政策転換をしたのだから、IR事業者を特別扱いしても違法ではない、というのが大阪市の説明です。しかし、夢洲まちづくり構想と現在、国に申請されている区域整備計画は全く別物です。夢洲まちづくり構想は国際的エンターテインメント拠点の形成であり、「カジノ」という言葉はただ1回登場するだけです。国際的エンタメ拠点計画を根拠に、デジタルゲームマシン6400台という巨大パチンコ出店計画に公金を支出しようとしているのです。カジノでは犯罪収益をマネーロンダリング、資金洗浄するために巨額の金が動き、それが売り上げを押し上げているのは業界の常識です。「ギャンブル依存症対策をしっかりとやる」などというきれいごとではすまないのがカジノの本質です。犯罪を摘発するのではなく、手助けするために自治体が公金を投じるのは理解不能です。これで意見陳述を終わります。